

随意契約の状況		担 当 課 : 危機対策課		
		契 約 日 : 令和6年10月7日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
防犯カメラ設置 事業	地域の安全確保のため町内3か所に防犯カメラを設置	令和6年10月7日 ～ 令和7年3月31日	札幌市中央区北1 条東3丁目1番地 北電興業株式会社	786,500円 (715,000 円)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>防犯カメラの設置については、撮影上またはカメラ機器の保安上、高所への設置が必要となり、取り付けにあたっては、カメラを高さのある支柱等に固定しなければなりません。新たに支柱等を地面に埋め込む場合には、カメラ設置以外の経費が発生することから大きく費用が発生します。</p> <p>当該業者は、北海道電力ネットワーク(株)所有の電柱にカメラを設置することを許可された唯一の業者であることから、特定業者を選定することが条件となり、維持管理に携わることや、特徴や状況に精通し事業を遂行することができる事業者を選定した理由であります。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものであります。</p>				